

説明範囲の考え方（条例第 11 条）

①50 kW未満，かつ抑制区域外に設置される太陽光発電設備 ⇒ 隣接住民

隣接住民とは，次に掲げるものをいう。

ア 事業区域に隣接する土地(事業区域に隣接する土地が法第 42 条に規定する道路及び法定外公共物に接するときは，当該道路及び法定外公共物が仮にないものとした場合において接することとなる土地を含む。)を所有する者

イ 事業区域に隣接する土地に存する建築物を所有する者及び占有する者

②特定太陽光発電設備（50kW 以上），または抑制区域に設置する太陽光発電設備に限る。⇒ 地域住民

地域住民とは，次に掲げるものをいう

ア 隣接住民

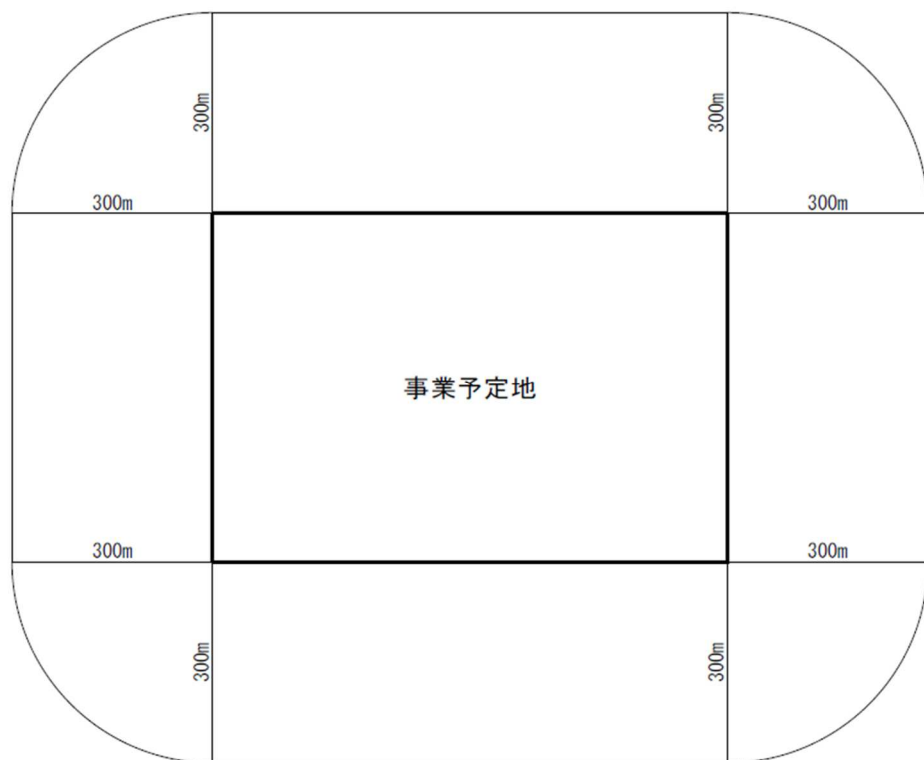
イ 事業区域の境界から 300 メートルの区域内に居住する者

ウ 事業区域の境界から 300 メートルの区域内において事業所を設置する者

「地域住民」の範囲

以下の例を参考に説明範囲を示す図面を作成してください。

例 1



例 2

